

兵庫県立東播磨生活創造センター指定管理者公募にかかる質問事項への回答

NO.	質問項目	質問	回答
1	応募書類	(様式集P8～29) 「枚数制限」の解釈ですが、1枚とはA4用紙両面で1枚という解釈でしょうか。片面で1枚という解釈でしょうか。	1枚とは、「A4用紙片面1枚」のことを指します。
2	施設運営	(募集要項P3) 本施設の運営方針を示す、募集要項3ページ 1(1)アには、「地域づくり活動その他の生活創造活動」と、地域づくり活動が生活創造活動よりも先にくる表記に変更されています。このことから、今期は生活創造活動のなかでも特に「地域づくり活動」への支援が重視されているという認識でよろしいでしょうか。	前回は、「生活創造活動・地域づくり活動の推進に関する業務」としていましたが、地域づくり活動は生活創造活動のひとつであるため、表記を変えました。内容に変更はなく、今回、特に地域づくり活動を重視することにしたという意図ではありません。
3	施設運営	(運営水準書P5～7) 有料施設の許可業務 / 情報コーナーの運営業務 / グループ活動支援業務それぞれの留意事項に、業務に対応できる人員を最低1名以上カウンター内に常駐させることと記載があります。上記業務を兼務対応できる人員であれば、例えば、有料施設の許可業務兼情報コーナーの運営業務担当を1名・グループ活動支援業務担当1名等、窓口カウンター内の常駐者には、施設運営に適切な範囲において、ある程度柔軟に配置してもよろしいでしょうか。	記載のとおり有料施設の利用許可業務 / 情報コーナーの運営業務 / グループ活動支援業務の各業務に対応できる人員を必ず各1名以上配置してください。休憩等で一時的に兼務することは構いません。また、業務のサービス水準を維持するために、運営水準書が求める3業務各1名計3名の人員をボランティアスタッフでまかなうことはできません。
4	施設運営	(運営水準書P5～7) 有料施設の許可業務 / 情報コーナーの運営業務 / グループ活動支援業務に対応できる人員であれば、適切な範囲において、窓口カウンター内の常駐者にはボランティアスタッフを含めることも可能でしょうか。	
5	施設運営	(運営水準書P10) 運営水準書3施設の維持管理に関する業務(1)光熱費の負担欄に記載のある「対象面積から除く」とされている、南玄関ホール部分(308.78㎡)について、その範囲はどこからどこまででしょうか。可能であれば、図でお示ください。	別紙1「東播磨生活創造センター1階」の黄色で塗りつぶしている部分です。
6	施設運営	(資料集P3) 以前カフェの運営事業者が入っていた1階展示ギャラリー横の給湯設備部分は、現在喫茶営業はされていないため、利用されていないように見受けられます。資料集3ページの図面によると本施設の該当箇所であることを示す斜線内に、給湯設備部分も位置しているように見えますが、給湯設備やこの周辺エリアを活用した事業の提案は可能でしょうか？	ご指摘の給湯設備エリアは、資料集P3の斜線が引かれていない部分で、現在庁舎管理者が管理しています。そのため、指定管理者でこのエリアを活用することはできません。
7	自主事業	(募集要項P8) (イ)の基準額表では、音楽スタジオと展示ギャラリー以外の施設は、12:00～13:00・17:00～18:00は利用料金のない時間帯になっています。県民サービスの向上として、このインターバル時間を活用した自主事業を提案することは可能でしょうか。	提案することは可能です。ただし、自主事業については、募集要項P9(3)ウに記載のとおり実施については承認が必要となりますので、その内容に応じて判断します。
8	その他	(募集要項P8) (イ)の基準額表について、前回の募集要項と比較して講座研修室の13:00～17:00と18:00～21:00の2枠のみ、基準額が上がっています。講座研修室のみ変更された理由と、今後基準額の変更はどのような条件や判断があれば、基準額が見直されることになるのか、県のお考えをお示ください。	令和元年度の消費税増税に伴い、県立施設の基準額を見直した結果、本施設の基準額はご指摘の2枠のみ改定されました。また、本施設が指定管理者制度を導入した平成21年度以降に基準額を改定したのは、平成26年度及び令和元年度の消費税が変更されたときです。消費税の変更があれば基準額を見直すこととなります。